

平成24年 4月 2日

保護者 様

千葉県立若松高等学校長 田邊 義博

災害共済給付制度への加入及び委任状の提出について（御案内）

千葉県教育委員会では、児童生徒等の不慮の災害に備えて独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間に災害共済給付契約を締結しています。
この災害給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

加入に際しては、入学時に同意書を提出いただいておりますが、今年度の共済掛金は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。保護者負担分掛金は、学年積立金より充当させていただきますので、右頁下の「委任状」をご記入の上、**4月20日(金)までに担任の先生へ提出**くださるようお願いいたします。

また、災害共済給付の請求手続は、インターネットを利用した請求システムに必要事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

なお、給付の内容は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。内容については下記のとおりになっています。

記

1 共済掛金 保護者負担分 1,656円(年額) ※学年積立金より一括徴収いたします。

この外に県教育委員会が209円を負担します。

2 給付の種類と内容

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 <ul style="list-style-type: none"> 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額及び外来に係る薬剤一部負担額がある場合はその額を加算
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> 学校給食等による中毒・ガス等による中毒 熱中症・溺水・異物の嚥下・漆等による皮膚炎 外部衝撃等による疾病・負傷に因る疾病 	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学中の災害の場合は半額〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 〔通学中の災害の場合は半額〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 2,800万円 〔通学中の災害の場合は半額〕 運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,400万円 〔通学中の災害の場合も同額〕

3 給付基準

- 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受け取る権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 高等学校の生徒が、故意または自己の重大な過失により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときには、当該医療費、障害または死亡にかかる災害共済給付の一部もしくは全部を行わない場合があります。

3 その他

- 医療費の給付は原則として保護者名義の口座振込（郵便局を除く）で行い、現金での支給は行いません。手続き等の詳細は保健室でご案内いたします。
- 加入契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。

※ 下記の委任状に生徒氏名、保護者氏名を記入捺印し、4月20日（金）までに、担任の先生へ提出してください。

切り取り

委任状

千葉県立若松高等学校長 様

全日制 普通科

年 組 児童・生徒氏名

上記の児童生徒が加入する独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る掛け金については、生徒が加入する間、学校徴収金として徴収し、千葉県教育委員会へ払い込むまでの間、管理することを委任します。

平成24年4月1日

保護者氏名

Ⓜ